

「失踪」と呼ぶな 技能実習生のレジスタンス

巢内尚子

はじめに

技能実習生はなぜ会社から逃げることを選ぶのか――。

日本の外国人技能実習制度のもとで就労する技能実習生は、正規に日本に入国し、正規の在留資格を得た上で働く外国人労働者である。しかし技能実習生として働く人たちの中に、受け入れ企業から逃げる／出ることを選ぶ人が後を絶たない。技能実習生は制度上、決まった実習実施機関(受け入れ企業)でしか就労できないため、就労先から逃げて別のところで働いて収入を得ることは認められていない。受け入れ企業以外で働いたり、在留期限が切れたりすれば、イリイガル(不法)な存在として取り締まられ、拘束・強制送還されてしまうリスクがある。にもかかわらず、なぜ一定数の技能実習生があえて在留資格を「捨てて」、まで企業から逃げることを選択するのだろうか。

向けた不法滞在対策」が取り組むべき課題として挙げられた⁵⁾。

また日本の警察は市民に非正規滞在の外国人を通報するよう促している。例えば、神奈川県警察のホームページには「日本に不法に入国したり、在留期間を超えて日本に滞在したりする外国人のほとんどは不法に就労し、一部には犯罪に手を染める者もあり、日本の治安に大きな影響を及ぼしています」「不法滞在、不法就労、薬物・銃器の密輸、外国人による売春・窃盗等の犯罪を見たり聞いたりしたときは、最寄りの警察署や交番に届け出るか、110番で通報してください」⁶⁾といった文章が記載されている。

反面、非正規滞在の外国人は実のところ減っている。法務省による「不法残留者数」⁷⁾統計⁸⁾によれば、不法残留者の数は一九九三年に二九万八六四六六になり、三〇万人近くに達したが、その後減少し、二〇一八年七月一日時点では六万九三四六六⁹⁾となった。だが当局はそれでもなお、非正規の外国人の排除を進めようとしているのである。

そして日本では、技能実習生が会社から逃げることは「失踪」、会社から逃げた技能実習生は「失踪者」と呼ばれ、取り締まり対象とされる。「失踪」した技能実習生に関しては統計がとられている。法務省入国管理局の資料によると、技能実習生の「失踪者」数は二〇一二年に二〇〇五人だったものが、二〇一七年には七〇八九人に増加した。また二〇一七年の「失踪者」を国籍別で見ると、ベトナム人が三七五一人に上り、首位に立っている。これに中国が一五九四人、カンボジアが六五六六人、ミャンマーが四四六六人、インドネシアが二四二二人で続くが、ベトナム人の数が目立

移民研究ではこれまで、非正規移民に関する研究が蓄積されてきた。その中で、近年、世界の様々な国で非正規移民の取り締まりが強化されていることが指摘されている。警察など治安当局が非正規移民を逮捕、拘束、強制送還する動きが広がり、時に非正規移民という存在が「犯罪者」として扱われる動きが出ていることを、研究者たちは指摘する(Lee 2009¹⁾、Hiemstra 2010²⁾、Migration and Refugee Services/United States Conference of Catholic Bishops Center for Migration Studies 2015³⁾、Miriam 2018⁴⁾。

非正規移民の取り締まり強化は、日本にとっても無縁の出来事ではない。

二〇二〇年のオリンピック・パラリンピック東京大会を前に、二〇一三年には「世界「安全な日本」創造戦略」が犯罪対策閣僚会議で策定され、閣議決定されている。同戦略においては、テロ対策などととも、「安心して外国人と共生できる社会の実現に

つづ。

しかし筆者は「失踪」という言葉は技能実習生をあたかも「逸脱者」として扱うとともに、会社から逃げることの責任を技能実習生本人のみに帰すものだと考えている。同時に、前述したように国家が非正規滞在者の取り締まりを強化していく中、「失踪」という言葉が社会に浸透することにより、技能実習生がなぜ受け入れ企業から逃げる・出ることを決断するのかをきちんと見ないままに、「失踪者」を「不法就労者」「犯罪者」に結びつけとらえる図式が社会に広がることを懸念する。

より重要なことは、技能実習生が会社から逃げることを「失踪」という言葉で単純化するのではなく、その背景を探ることである。このため本稿では、技能実習生が会社から逃げる・出ることを選択するということの背景を探るため、まず技能実習制度とベトナム側の「労働力輸出」政策、日越間に形成された移住インフラのもとで、諸権利が制限されるとともに借金を背負った交渉力の弱い労働者が生み出されていることを確認する。その上で、技能実習生の移住の軌跡(Migration Experiences)を追いつつ、特に1)技能実習生の逃走の「動機」(Aspirations)形成、2)逃走後の滞在継続要因を検討したい。

技能実習制度と「労働力輸出」政策が生む借金漬けの労働者

日本の技能実習制度は一九九〇年代に整備された制度で、本来は「発展途上国への技術移転」と「国際協力」を目的としてきた。だが実際には、アジア諸国の出身者を非熟練労働者として日本

の労働市場に導入するチャネルになってきたと指摘されている。さらにこの制度のもとでは、技能実習生は原則として決められた実習実施機関(受け入れ企業)でしか就労できない上、家族の帯同も不可能である。そして期限が来れば帰国することが求められる。このように技能実習生の諸権利が制度的に制限される中で、長時間労働や残業代の未払い、暴力、ハラスメントなど、技能実習生への人権侵害事件が数多く伝えられてきた(外国人研修生問題ネットワーク 2006 ①、外国人研修生権利ネットワーク 2008 ②、樽松 2008 ③、安田 2007 ④、安田 2010 ⑤)。

しかし、それでも技能実習制度は存続するとともに、拡大している。二〇一七年の制度改正を受け、技能実習生が就労できる「移行対象職種・作業」は二〇一九年二月八日時点(厚生労働省、2019) ⑥で、八〇職種、一四四作業に上る。具体的には農業から漁業、建設、食品製造、繊維・衣服、機械・金属、その他(家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器、段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備ビルクリーニング、介護など)まで、幅広い分野が対象となっている。

さらに法務省の二〇一八年九月一九日付発表⑦によると、二〇一八年六月末時点の日本の在留外国人数(速報値)は前年比二・九%増の二六三万七二五一人で、過去最高を記録。在留資格別では「技能実習」が二八万五七七六人となり、前年から四・二%増加した。技能実習生は三〇万人に届く勢いだ。

この中で際立っているのが、ベトナム人技能実習生の増加である。在留外国人を国籍別にみると、ベトナム人は前年から一・

一%増え二九万二四九四人となり、中国、韓国に続く三位に付けた。ベトナム人は二〇〇八年には四万五二四四人だったものが、これまでに大幅に増えた格好だ。またベトナム人を在留資格別にみると、「技能実習」が一三万四一三九人に上り、これに「留学」が八万六八三人で続く。ベトナム人の伸びは技能実習生と留学生としての来日がけん引していると言える。

ベトナム人技能実習生の増加は、日本側の技能実習生受け入れ拡大に加え、送り出し地であるベトナム側での政策や仲介会社の事業展開が関係している。

ベトナムは一九七五年のサイゴン陥落を経てベトナム戦争が終結し、翌七六年に現在のベトナム社会主義共和国が成立した。しかし、その後もカンボジア侵攻、中越戦争によりベトナムは国際的に孤立した(中野 2016) ⑧。このような歴史的背景から、ベトナムは旧ソ連諸国との関係を重視しつつ、社会主義兄弟国であるソ連、東ドイツ、チェコスロバキアなどに自国の労働者を派遣していた歴史的経緯がある(吉田 2007 ⑨、石塚 2012 ⑩、吉田 2013 ⑪)。

そうしたベトナムの労働者送り出しの在り方が転換するのは、同国が市場経済の導入と外資への門戸開放を柱とする改革開放政策「ドイモイ(刷新)政策」を採択した一九八六年以降である。ドイモイ政策を契機とし、送り出し先の中心は、日本、台湾、韓国などアジア諸国にシフトしていった。ベトナム労働・傷病軍人・社会省(MOLISA)傘下の海外雇用局(DOLAB)の二〇一九年一月二一日付発表⑫によると、二〇一八年のベトナムからの移住

労働者送り出し数は一四万二八六〇人となった(うち五万三〇〇人は女性であり、全体の三四・八%を占める)。渡航先別では日本が六万八七三七人で首位となり、二位は六万三三六九人の台湾だった。これに韓国(六五三八人)、サウジアラビア(一九二〇人)、ルーマニア(二二二九人)、マレーシア(二二〇二人)、アルジェリア(二〇一四人)が続いている。

このようなベトナムからの移住労働者の送り出しの量的拡大の背景にあるのは、政府が進める「労働力輸出(Xuất khẩu lao động)⑬」政策と、監理団体と仲介会社を核とする移住産業の拡大である。

ベトナム政府は「労働力輸出」政策を進めるに当たり、二〇〇七年に「Luật Ngươi lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài. Hợp đồng (契約にもとづき海外に働きに行くベトナム人労働者の法律)」を制定したほか、労働・傷病軍人・社会省(MOLISA)の傘下に、海外への労働者の送り出しを管轄する海外雇用局(DOLAB)を設置した。その上、国営銀行の農業・地方開発銀行(アグリバンク)などが移住労働の希望者に対し、仲介会社への手数料を貸し付ける事業を行っている。ベトナム政府は移住労働者の送り出しが雇用機会の創出と失業対策につながり、さらには海外で就労する労働者からベトナムへの送金の効果が見込めると期待しているのである。(吉田 2009) ⑭

送り出し/受け入れの実務を担う日本の監理団体とベトナムの仲介会社が事業を広げてきたこともまた、日越間の移住労働の広がりを促している。

日本の技能実習制度には「団体監理型」と「企業単独型」の二

つの受け入れ方式があるが、大半の技能実習生は団体監理型の受け入れ方式で入国する。団体監理型の特徴は日本側では監理団体、ベトナム側では送り出し機関が技能実習生と実習実施機関(受け入れ企業)とをつなぐ役目をになっていることだ。監理団体は受け入れ企業が適正に技能実習を行っているかどうか監理する責任があるが、実際には受け入れ企業に技能実習生を送り込む一方で、企業から監理費を取り事業展開している。監理費は監理団体により異なるが、技能実習生一人当たり毎月三十五万円という話をよく聞く。そして、ベトナム側の送り出し機関はあくまで営利目的の会社である。仲介会社は移住労働者の海外への送り出しを「成長産業」と位置づけ、積極的な事業活動を展開している。

そこで問題となるのが、仲介会社が移住労働者希望者から徴収する手数料なのである。

筆者が聞き取り調査⑮において話を聞いた技能実習生五九人については、ベトナムで仲介会社に支払った渡航前費用の平均額は九四万四三〇〇円に上った。さらに、渡航前費用を支払うために借り入れた金額は平均七六万八三〇〇円となっている。また渡航前費用の最高額は約二〇六万円に上った。技能実習生として来日するために一〇〇万円近くの高額の費用を支払い、そのために借金をしているのだ。ベトナム政府は仲介会社が徴収してよい手数料を三年の技能実習で三六〇〇米ドル、一年の技能実習では一二〇〇米ドルと規定しているが、実際には規定を超える高額の手数を払う技能実習生が後を絶たない。そして技能実習生は借金漬けの状態であまり、日本で働きながらこの借金を返済することにな

る。ベトナムの最低賃金は二〇一九年一月に、最低賃金が最も高いハノイ市やホーチミン市などが入る「地域1」で月四一八万ドン（約二万四八二円、一ドン＝約〇・〇〇四九円）に引き上げられた（日本貿易振興機構「シエトロ、二〇一九）。こうした賃金水準に比べ、日本への技能実習生として行くために支払う渡航前費用はあまりにも高い。

このような高額の手数料の存在とそれを借金により賄う方法が一般化しているあり方からは、日本―ベトナム間の移住労働が構造的に借金漬けの労働者を生み出していることが指摘できる。

「移住インフラ (Migration Infrastructure)」（King & Lindquist 2014）²² という概念がある。Migration Infrastructure は、移民の Mobility を促進し、あるいは条件づける技術、組織、アクターが体系的に相互に関連するもので、移住現象を包括的に分析するための概念。移民の Mobility を促す、あるいは条件づける技術、組織、アクターが関連し合う相対を移住インフラとして位置づけるものだ。

移住インフラには regulatory (文書・免許付与・職業訓練・その他の目的のための手続きと国家機構)、commercial (採用活動を行う仲介者)、technological (通信・輸送)、humanitarian (NGO、国際機関)、social (移民のネットワーク) の五つの側面があり、これらの側面が相互作用し合い、移住現象を促進させ、同時に、移民の行き先や移住できる期間、就労できる職種を限定するなどの条件付けが行われると考えられる。移住インフラの議論を日本とベトナムの間の国境を超える移住労働に当てはめてみると、両国政府

の政策、日本の監理団体とベトナムの仲介会社の事業展開の広がりといった様々な側面が関連し合いながら、両国間の移住インフラが構築されてきたと言える。そして、この移住インフラの在り方が、結果的に借金漬けであり、かつ職場を変える自由を持たない諸権利の制限された技能実習生を生み出してしまっているのだ。

見方を変えれば、移住インフラという一度動き出したシステムにおいて、既得権益を持つ人・組織が登場しているため、移住インフラ自体を維持・拡大することもまた、日越間の人の移動の広がりを促す一つの目的になることが指摘できる。移住インフラから利益をえている個人・組織の存在からは、移住インフラを是正・破壊することへの抵抗が生じることも想定できる。そのため技能実習生に対する人権侵害がかねて継続し、批判が絶えないにも関わらず、技能実習制度をつぶせないという状況が続くのである。技能実習生に関連する問題を受け入れ企業や監理団体など「悪徳企業」「悪徳業者」に対する批判に矮小化すべきではない。そうではなく、技能実習制度という国家のお墨付きを受けた制度を内包する移住インフラが、搾取と差別を内在化し、借金漬けの諸権利の弱い労働者を生み出す構造こそ、直視する必要がある。

複合的な要因により構築される逃走の動機

次に、技能実習生が会社から逃げたいと考える動機の形成について、具体的な事例を取り上げて、考えてみたい。

技能実習生にとって、高額な渡航前費用はいわば前提になっている。多くの技能実習生が高い渡航前費用を払っており、渡航前

費用とその借金の存在だけでは、逃走の動機形成を十分には説明できない。実際には、逃走の動機は、様々な要素が絡み合い構築されている。そのことを教えてくれるのが、ベトナム出身の男性技能実習生のファイさん（仮名）の事例だ。

ファイさんは九〇年代半ばにベトナム北部フインエン省で生まれた。高校を出てから、建設資材を扱う地元企業で働いた。月給は四〇〇万ドン（約二万九一七〇円）だった。また両親は食品店を経営し、家計は裕福とは言えないものの生活はできていた。

それでもファイさんは海外で働くことにあこがれていた。特に彼がひかれたのは日本だった。

ファイさんはこう話す。

「日本は発展している国です。だから、日本でチャンスを見つけて、そしてお金を稼いで、将来のために貯金したいと思いました」

こう考えた彼は、インターネットでハノイ市にある仲介会社（送り出し機関）A社を探し出し、この会社に手数料として二億五〇〇〇万ドン（約二億五千万円）を支払った。同時にA社は、ファイさんには保証金一億ドン（約八千万円）を用意するよう求めた。保証金は契約期間を満了すれば戻ってくる預け金で、途中で会社から逃げるなどすれば戻ってこない。ファイさんは日本に技能実習生として行くために三億五〇〇〇万ドン（約三億五千万円）を準備するよう求められたことになる。

自営業をしており、それなりの収入があったというファイさんの家族だったが、これだけの大金はさすがになく、二億五〇〇〇万

ドンを国営のベトナム農業地方開発銀行（アグリバンク）から借り入れた。

その後、ファイさんは仲介会社の渡航前研修センターで三カ月にわたり日本語を学んだ後、来日し、北陸地方の企業で働き始めた。二億五〇〇〇万ドンもの借金を背負い、自分の将来のために人生を変えたいと渡日したファイさん。そのときの彼の気持ちはどれほど希望に満ちていただろうか。

だが、重苦しい現実が彼を出現えた。

仕事は本来、午前八時に始まり、昼食休憩を挟み午後五時に終わるはずだった。しかし、実際には夜八時、九時まで働くことが多く、最も残業が多い時期には月の残業時間は約一〇〇時間にもなったという。これは過労死ラインとされる月八〇時間の残業時間を超えている。

さらに、いくら残業をしたところで、残業代は一切払われなかった。基本給は月一四万円。ここから税金、社会保険料として一万円程度、家賃三万円が引かれると、残りは一〇万円程度にしかない。これが、ファイさんが手にできるお金のすべてだった。この一〇万円から食費をはじめとする生活費を二万円だけ使い、残りはすべて渡航前費用の借金の返済のためにと故郷へ送った。とはいえ、もともとの収入がそう多くないため、借金を返し終えるには一年半もかかった。

ファイさんの問題は給与以外にもあった。

「社長は厳しい人で、よく私たちを怒鳴っていましたし、いつも「残業をしろ」と命令されました」「ベトナムに帰れ」と、脅

されることもありました。

それに、日本人の従業員から私は一度殴られたことがありました。とても怖かったです。でも、暴力を受けたことを訴えたことで、ベトナムに帰国させられてしまうと、渡航前費用の借金を返せないで、警察や監理団体には相談できませんでした。

大きな会社で働く技能実習生の友人は差別や暴力はあまりなかったと思います。でも、私のように小さな会社で働く技能実習生の友人たちの中には殴られたり、怒鳴られたりする人が多かったです。

発展している、とあこがれ、借金してまでやってきた日本。けれど、アイさんが突き付けられたのは、残業代の未払いや暴力、暴言、脅しだった。そして彼には安心して相談できる人が誰もいなかった。

移住者は常に脆弱性が高い存在であるわけではなく、時にエイジェンシーを牽引し、行動しうる主体的な存在である。移住者が労働運動や社会運動の担い手になることもある。だが、筆者の聞き取りではベトナム人技能実習生は外部に相談先を持たず、困ったことがあっても我慢を知られるケースが多かった。労働組合など支援者の元に相談をする技能実習生も存在するが、全体から見れば限られている。支援者にたどり着くことができた技能実習生は幸運な存在だ。問題が起きたときにどこに相談すればいいのか分からないというケースがあるほか、借金の存在などから技能実習の途中で帰国させられることを恐れ、我慢してしまう人が少ない。本来であれば、実習先企業に問題がないかどうか監理す

る役目を持つ監理団体が技能実習生をケアすべきだが、監理団体の中には企業側に立ち、技能実習生を守らないところもある。ひどいケースでは、監理団体と受け入れ企業の代表者が同一人物ということもあった。これでは監理などできない。さらに共産党一党体制のベトナムではデモや集会は原則禁止されており、メディアは国営である。そのような運動状況や言論状況から、社会運動経験や労働者としての権利意識を十分に持たないままに技能実習生として来日している人が少なくないと、筆者は考えている。アイさんもまた、外部に相談先を持たなかった。

そして、アイさんは思い悩んだ末、ある日、会社から逃げることを決断した。渡航前費用の借金の負担、そして会社での残業代未払いと低賃金、暴力、暴言、脅し。我慢の限界だった。このように、アイさんのケースからは、渡航前費用の借金、残業代未払いと低賃金、暴力、暴言とが絡み合い逃走の動機を構築したことが考えられる。

送り出し地の事情

もう一つ、技能実習生の逃走の動機形成を検討するに当たり重要なのは、送り出し地への視点である。小ヶ谷(2006)が指摘するように、移住現象は国境を超える現象であり、受け入れ地である日本だけではなく、送り出し地の要素も見ることがある。そのことを如実に物語るのが、タインさん(仮名)のケースだ。タインさんのケースからは、渡航前費用の負担と日本における低賃金という要因に加えて、送り出し地ベトナムにおける社会保障

制度の整備の遅れと、家族への責任とが、逃走の動機形成に関係することが分かる。

八〇年代後半にベトナム北部で生まれたタインさんは高校卒業後、二年制の専門学校でメカニクスの技術を学んだ。その後、台湾企業がベトナムに設置した電子部品工場で就労した。当時の給与は月に五〇〇万ドン(約二万四〇〇〇円)にとどまった。

「日本に来る前、美家の経済状態はとても苦しく、貯金できませんでした。海外で働いて、お金を稼いで父母を助けながら、自分の人生を変えたいと思いました」と、タインさんは話す。

ちやうど兄も韓国に働きに行っていた。さらに地元では多くの親族や友人が台湾や日本で働いており、海外就労の情報が自然と入ってきた。

当初、タインさんは兄と同じように韓国に行きたかったのだという。韓国の「雇用許可制(Employment Permit System)」では、仲介会社が排除されており、ベトナム政府機関が労働者を直接送り出すことになる。そのため、日本への技能実習生としての渡航のように仲介会社に高額の手数料を支払う必要はない。さらに就労できる期限が日本より長い。一定の範囲内で受け入れ企業を変更できる。しかし、韓国に行くためには韓国語の試験を受ける必要があり、語学面のハードルが高い。そのため、タインさんは最終的に韓国行きをあきらめ、日本に行くことを決めた。

そしてタインさんは兄の友人が仲介会社に移住労働希望者を紹介する「仲介者(중개자)」だったこともあり、この人物に一〇〇〇万ドン(約四万八〇〇〇円)を払い、ハノイ市内の仲

介会社(送り出し機関) B社の紹介を受けた。B社には手数料として一億ドン(約四八万円)を支払った。この資金を工面するため、タインさんの家族は八〇〇〇万(約三八万円)ドンを借り入れた。タインさんの友人の中には、日本行きのために二億三億ドン(約九六万—約一四四万円)の手数料を支払った人もいた。B社の手数料はそれに比べれば安い、それでもなお、タインさんたち家族には負担となった。

タインさんはその後、二〇一四年に来日し、神奈川県内の実習実施機関(受け入れ企業)で働き始めた。受け入れ企業は鉄鋼所で、仕事は鉄の加工だった。他に数人のベトナム人技能実習生がいたという。

仕事は午前八時から午後五時まで。昼食の一時間休憩のほか、午前中と午後に一五分休憩があった。時折、午後七時まで残業がある日もあった。休みは土日、たまに土曜日も出勤した。時給は九〇五円で、二〇一五年当時の神奈川県最低賃金と同額だった。基本給は二二万四〇〇〇円で、ここから税金、社会保険料(年金、医療保険)、寮費、水光熱費、娯楽料金として毎月六万五〇〇〇円が引かれる。このため残業がない場合、手取りは六万九〇〇〇円にしかならない。月に三〇—四〇時間の残業したときだけ手取りがやっと一〇万円ほどになった。

寮は一部屋四人部屋で、寮費は一人当たり月三万円。同時に水光熱費は一人当たり一律五〇〇〇円、娯楽料金は同一二〇〇〇円だった。四人部屋にもかかわらず、一人当たり月に三万七〇〇〇円の負担があった。四人分で寮費、水光熱費、娯楽料金で、計

一四万八〇〇〇円を払っていたことになる。

賃金が少ないうえ、借金もある。そのためタインさんは毎月の生活費は切り詰め、食費以外はほとんど使わなかった。食費は月に二万円ほどで、これを使うと、手元に残るのは月五万円だけだった。日本人の社員は毎年賞与があったというのが、技能実習生には一年に二度、一万円が支給されるのみだったという。タインさんは手元に残ったこのお金の大半を故郷に送った。タインさんもまた、渡航前費用の借金を返さなければならないのだ。

技能実習生は低賃金が問題視されてきた。ただし、より踏み込んで言及すれば、タインさんの状態は貧困状態と言えるのではないだろうか。厚生労働省の「国民生活基礎調査」⁽⁹⁾によると、日本の貧困線(二〇一五年)は年収二二二万円となっている。タインさんはまさにこの貧困線を下回る収入しか得ていない。それも、フルタイムで働いているにもかかわらずだ。ワーキングプアなのである。その上、渡航前費用の借金の返済がつかまとう。けれど、技能実習生は制度上、原則として受け入れ企業を変えることはできない。

低賃金を強いられ、それでも会社を変えることができないままに働き続けていたタインさんにある日、思いがけない出来事が降りかかった。韓国から帰国していた兄が事故で重傷を負い、大きな病院に二年ほど入院して治療を受けたのだという。兄はこのケガにより、働けなくなった。治療費は五億ドンにも膨らんだ。

ベトナムでは社会福祉制度の整備が進められているが、医療保険に未加入の人がまだ存在する。タインさんの兄も事故当時、医

療保険に加入していなかった。タインさんの兄が医療保険に加入したのは事故の後だった。

さらに医療機関では医療関係者への付け届けが横行しているとされている。正規の医療費はさほどの負担ではないというが、付け届けはかなりの額になると聞く。タインさんの兄は入院期間が二年という長期に及んだこともあり、治療費や付け届けなどのために支払った金額は五億ドン(約二四〇万円)にもなった。兄が韓国での就労で貯めたお金をすべて費やし、タインさんの日本の稼ぎをすべて出しても、五億ドンには至らない。家族は二億ドン(約九六万円)ほど借金をして不足分を賄った。

そして、兄には妻子がいる。実家の父母は高齢だ。ベトナムでは政府による貧困層の支援策も限定的で、経済問題は自力で解決するほかない。タインさんに治療費の借金と家族の生活への責任がのしかかってきた。そして、タインさんは悩みながら、最終的に会社から逃げることを決断した。ベトナムで普通に働いたのでは、とても二億ドンの借金を返せない上、兄の介護の費用や家族の生活費などもかかる。かといつて、タインさんの手元に残る日本での稼ぎは月に五万円だけだ。渡航前費用と言う大きなコストをかけ、家族と離れ離れになり、国境を越え来日し、フルタイムで就労しても、技能実習生である彼が得られる経済的利益は限られている。

こうした状況下において、最終的にタインさんは会社から出ることを選ぶ。より収入の良いところで働くほか、目の前にある問題を解決する手段がなかったのだ。タインさんのケースからは、

来日前に仲介会社に払う渡航前費用の負担、貧困レベルと言えるような日本での賃金の低さ、ベトナムにおける社会福祉制度の未整備とが、彼の逃走の動機形成に関連したと考えられる。

逃げてきた実習生を飲み込むインフォーマルな労働市場

会社から出ることを決断した二人だが、その後の逃走の軌跡から浮かび上がるのは、インフォーマルな労働市場が逃げてきた技能実習生にとっていかに重要であるかということだ。同時に、技能実習生が逃げた後もまた日本の産業部門に貢献していることがわかる。さらに非正規の労働者をも飲み込む日本の労働市場の存在こそが、ある意味で、技能実習生の逃走を促すとともに、逃走後の日本での滞在を可能にしている要因であることが窺える。

会社から逃げることを決めたアイさんはある日、電車に乗った。思いつめた彼は次の住まいや仕事のあてもなく、電車に乗り、ひたすら遠くを目指した。

聞き取りをした会社から逃げた経験を持つ技能実習生の中には、逃げる前に次の住まいや仕事のめどを立てていた人も少なくなかった。外国人が住まいや仕事を探し出すことは難しいため、同郷者をはじめとする友人、知人のネットワークをたどり住まいや仕事を確保するのだ。自身が蓄積した社会関係資本を動員して、逃走を実現させていると言える。

一方、アイさんのように、思い詰めてしまい、何のあてもなく、会社を出てしまう人もいる。別の技能実習生の男性は会社で激しく怒鳴られ、雨の中で立たされたことでショックを受け、あても

なく会社を出てしまっていた。日本という外国で働く技能実習生の生活や仕事の問題をケアするのは、本来、監理団体の仕事だろう。しかし、実際には監理団体が相談先にならないケースも多い。地域の日本社会とのつながりがない技能実習生も少なくない。そして、ストレスや不安をため込み、何のあてもなく、会社の外に出てしまう。それだけ追い詰められてしまうのだ。

アイさんは電車に乗り、最終的にとある県の駅にたどり着き、その周辺にあつたゲストハウスに滞在することにした。この期間、彼はなんとか日本で働ける場を探そうと、ベトナムの友人に連絡をとった。この友人が日本に住む別のベトナム人に連絡をしてくれたことで、最終的に次の仕事が見つかった。国境を超えるベトナム人のネットワークが彼に仕事のチャンスをもたらしただけだと言えらる。ただし、それを見つけるのには数カ月を要した。

アイさんがたどり着いたのは、あるホテルでの仕事だった。宿泊施設は人出不足が深刻な業界だ。ジャーナリストの磯山友幸氏の記事(二〇一九)⁽¹⁰⁾によると、全旅連(全国旅館生活衛生同業組合連合会)は数年前から外国人労働者の受け入れ解禁を、日本政府に求めてきたという。

アイさんが働いたホテルも人手不足で、彼は受付から部屋の掃除、皿洗い、料理まで様々な仕事に従事した。仕事の時間は午前九時から午後八時ごろまでと、お昼休みの一時間の休憩を除くと、一日九一〇時間労働だった。特に繁忙期の冬は一日一七時間働くこともあつたほど、仕事があつた。休みは月に四日だが、忙しい時期には休みもなかった。

仕事は大変だったが、ホテルの社長はファイさんにやさしくしてくれ、仕事を丁寧に教えてくれた。社長はファイさんが逃げてきた技能実習生であることを承知していたが、親切に接してくれ、ホテル内の部屋を宿舎として無料で提供してくれ、ホテルの仕事はこなすファイさんは社長にとっても貴重な存在だったのだろう。

時給は一〇〇〇円だったが、長時間労働だったことから、月給は一八一三〇万円ほどだった。たしかに仕事はきつく長時間労働ではあったが、それでもファイさんの処遇は技能実習生として正規の労働者として就労していたときから改善していた。

ファイさんの事例から見えることは、実習先企業から逃げることは在留資格を失うというリスクを伴う一方で、処遇を改善する問題解決手段になる可能性があるということである。

ただし、逃げた技能実習生の中には次の職場でも搾取をされた人がいたほか、職場自体を見つけれず帰国した人もおり、運次第だと言える。だが、それでもなお、借金の負担、低賃金、そして暴力や暴言などに直面した技能実習生にとって、逃げるということ、問題解決の一つの手段として捉えられてしまう現実があるのである。

他方、ホテル側からすれば、人手不足で労働者確保が難しい中、長時間労働もいとわず就労してくれる若い労働者であるファイさんはありがたい存在であったのではないだろうか。つまり、技能実習生が逃走をすることの背景には、逃げてきた技能実習生を雇用する産業部門の存在があるのである。

げてきた「タインさんは非正規の就労だったことから、日本人よりも低い時給だったのだという。ファイさんの事例と同様、タインさんの雇用主は彼の身の上を知っていたのだ。

だが、それでもなお、技能実習生として正規に働いていたときに比べて時給は高い。同時に就労時間も長いことで、月給は約二八一二九万円ほどになった。ここから家賃、水光熱費として一万五〇〇〇円、食費として五万円ほどを出すと、手元に二二二二万円ほどが残った。日本人よりも低い時給と長時間労働という厳しい労働条件ではあったものの、皮肉なことに、タインさんの手取りは、技能実習生として働いていたときの六万九〇〇〇万円からは大きく改善したのだ。

それから

会社から逃げ、インフォーマルな労働市場で仕事を見つけた二人。その後、どうしたのだろうか。

ホテルでの仕事に打ち込み、社長とも良好な関係を築いたファイさんだったが、ある時、日本を去ることを決めた。父母から「ベトナムに戻り、結婚しなさい」と言われたのだ。儒教に影響された家父長制の家族の在り方が指摘されるベトナムでは、結婚は重視される。さらに親の言葉は子どもにとって重い。

そこでファイさんは社長に事情を説明し、帰国することにした。社長は彼の事情を理解してくれたという。そしてファイさんは入管に出頭するとともに、帰国までの期間、別の都道府県にある友人宅で一カ月ほど過ごしたのだという。わざわざ友人宅に移動した

一方、神奈川の会社から逃げることを決めたタインさんはどのような逃走の軌跡を歩いたのだろうか。

タインさんはある日、会社を抜け出し、友人を頼り、関東地方のとある町にたどり着いた。あてもなく会社を出てしまったファイさんに対し、タインさんは逃げるためのネットワークをあらかじめ確保した上で、会社から逃げたと言える。在留ベトナム人の増加に伴い、日本国内にベトナム人ネットワークが形成されていることが分かる。タインさんは社会関係資本を動員して逃げることを成功させた。

一方、タインさんはその後、会社から逃げてきた技能実習生に仕事を紹介する仲介者に五万円を支払い、食品工場での仕事を見つけた。つまり逃げてきた技能実習生に、金銭と引き換えにして、仕事が与えられたのである。聞き取りでは彼以外にも、会社から逃げた後、こうした仲介者、あるいは仲介会社に金銭を支払うことで、仕事を得ていた技能実習生がいた。日本には、逃げてきた技能実習生に有料で仕事を紹介することで利益を得ている仲介者・仲介会社が存在することが分かる。このような仲介者ネットワークが形成され、技能実習生からお金をとるかわりに、仕事を紹介する仕組みができていたこともまた、技能実習生の逃走の背景にあるだろう。

その後、タインさんは食品会社での就労を開始した。

仕事は夜勤で午後五時から翌朝五時までの一二時間労働だった。土曜日も働き、休みは月四日だけ。そして、時給は一〇〇〇円だった。日本人は二三〇〇―一四〇〇円だったというが、「逃

のは、「もし自分があのホテルで働いていたことが公になれば、社長に迷惑をかけると思った」(ファイさん)からだ。

ファイさんはその後、ベトナムに戻ったが、今もあのホテルの社長に感謝している。

「社長はやさしかったですし、チャンスがあれば、ベトナムに来てくれると言っていました。社長は私に戻ってきてほしいと言っています」

技能実習生として正規の在留資格で働いていたとき、賃金が低かった上、暴力や暴言にさらされたファイさん。逃げたことで彼は日本の人との人間関係を構築できた。そして、逃げたあと、仕事をして稼ぎを得た経験はファイさんにとってやはり、経済的な意味でも、評価できることだった。だからこそ、彼はまた海外で働きたいという思いを抱くようになった。

「また海外に行きたいです。ベトナムでよい仕事を見つけるのが難しいです。海外のほうが快適ですし、収入が高いです。次は韓国かドイツに行きたいです」と、ファイさんはこうはつきりと話した。

一方のタインさんもまた、一定期間働いた後、帰国した。

彼の帰国は、ファイさんのように心の準備ができてからではなく、突然のことだった。

技能実習生として働いていた企業から逃げた後に食品工場で働いていたタインさんだったが、ある日、会社に出勤しようとしたところ、会社の近くで当局に拘束されたのだ。そして一〇日ほど拘束された後、タインさんは帰国した。

聞き取りをした技能実習生の中にはやはりタインさんのように何かのきっかけで拘束されて、強制送還される人が多かった。捕まれば、それまでの経緯はともかく、帰国を迫られる。

けれど、タインさんには家族への責任がある。兄とその妻子のこと、両親のこと。若い彼の肩に家族のこれからは重くのしかかる。

インタビューの最後に、「また海外で働きたいですか？」と彼に質問した。

タインさんは即答した。

「日本で確かにベトナム人への差別がありました。でも、ベトナムよりも日本のほうが収入が高いです。また日本にいきたい」

ベトナムの社会保障制度の未整備や家族への責任。彼は、技能実習生として来日するための借金、日本での低賃金労働、そして会社から逃げるという困難な経験を持ちながらも、日本で働きたいという希望を持ち続けている。

おわりに——逃走という問題解決手段と移住インフラへの抵抗

これまで見たように二人の技能実習生は、1)ベトナム—日本間に構築された移住インフラを通じて来日するにあたり、高額の渡航前費用の支払いを求められ借金を背負い、2)日本では低賃金労働に従事した。

さらに、フイさんの場合は、職場での暴力、暴言に直面した。またタインさんはベトナムにおける社会保障制度の未整備の中で、兄の治療費のために生じた高額の借金を返済することや家族

の不可欠な要素」であり、具体的には、わざとと緩慢に行動することや感情を偽ること、脱走、盗み、密輸、サボタージュ、殺人、匿名の脅迫などが抵抗の日常的諸形態だという。階級的抵抗と言いつつ、一般には、社会運動や反体制運動、革命運動などが注目されてきたが、それらとは異なる被支配集団の行動に「抵抗」がみとれるということだ。

技能実習生が受け入れ企業から逃げるということは日本において、その背景が丁寧に検証されることなく、「失踪」という言葉で片付けられているとともに、国境と在留外国人の管理を行う国家からは法的・社会的な逸脱としてとらえられている。受け入れ企業や監理団体にとっても、自分たちのコントロール外に技能実習生が逃げて行ってしまうことは避けるべきこととして考えられている。そして、国家による非正規移民の取り締まりキャンペーンを受け、非正規の外国人に対して「不法滞在者」「犯罪者」という偏ったイメージが社会に浸透しようとしている。しかし、技能実習生本人にとっては、逃げるということは搾取と差別を内包した移住労働の在り方において、自らが置かれた不利な状況を改善するための「抵抗」の手段となりうる。

二人は逃走という行動を実行に移し、逃げた後、仕事を見つけ、就労した。これは、二人が行い得た、搾取と差別を内包した日本—ベトナム間に形成された移住インフラと日本における搾取・差別的な労働市場の在り方に異議を申し立てる、「レジスタンス—抵抗」であり、生き抜くためのたまたかいであつたのではないだろうか。複雑に入り組んだ二人の逃走の軌跡は、技能実習制度を

の生活を背負うことが求められた。ベトナムと日本における様々な要因が絡み合いながら、逃走の動機が形成されたのである。移住インフラそのものが借金漬けで、かつ諸権利の制限された労働者を生み出し、それが逃走の動機形成に影響を与えたと言えるだろう。

さらに、二人は自らのエイジェンシーを発揮し、なんらかのつてをたどりながら会社から逃げた後、日本のインフォーマルな労働市場において仕事を見つけ、就労した。技能実習生は常に脆弱性の高い非力な存在として捉えられがちだが、実際には自ら動き得る主体であることが垣間見える。

二人はリスクをこうむったとしても、逃げたことにより一定の処遇の改善をはたしたことは確かだ。受け入れ企業から逃げるということは二人にとって、拘束と強制送還というリスクと引き換えの大きな賭けだただろう。その結果として、二人はなんとかして仕事と収入を手にすることができた。二人はもがきながらも、自ら事態を改善するための方策を見出したのだ。外部に相談先を持たない彼らにとつて、たとえリスクがあつたとしても、逃げるということは、自らの目前にある問題を解決する残された手段になつたのだらう。日越間の移住労働が持つ構造的な搾取と差別を打開するため、二人は「逃走」を選択した。あるいは、「逃走」を迫られたと言える。

技能実習生が逃げるということは、Scott (1987) (註) の「抵抗の日常的諸形態」という議論から考えられる。階級的抵抗の日常的な諸形態とは、「相対的に力のない集団にとつての小さな武器

含むベトナム—日本間の移住労働の在り方と、それが生み出す搾取と差別に疑義を突きつけている。

しかし、彼らが逃げて以降もなお、その労働市場において長時間労働や日本人よりも低い賃金にさらされたことを指摘しないわけにはいかない。希望をこの手につかむために、逃走することを決断し、大きな賭けに出た二人は、一定の処遇の改善は図ることができたものの、それでもなお搾取と差別から逃れられなかつたのである。そして日本で長期的に就労することはできず、最終的には帰国をした。あるいは帰国を迫られた。

また、技能実習生がみな、逃げられるわけではない。渡航前費用の借金があるため借金返済のめめになかなか逃げられるわけではない。中には遠隔地で働きながらも、携帯電話やインターネットの設備を持たない／持てない技能実習生さえいる。聞き取りをした技能実習生の中には暴力や借金未払い、セクハラなどの困難があつても相談先もないままに、我慢し続けた人が多かった。筆者が直接インタビューできていないケースだが、支援者からは、強姦被害に遭つたものの、帰国させられることを恐れて声をあげられない女性技能実習生がいると聞いたこともある。逃げる技能実習生を「失踪者」と呼び問題視するより先に、困難があつても「逃げられない」状況に追い込まれている技能実習生に目を向ける必要がある。

技能実習生は正規であれ、非正規であれ、日本の経済部門に安価な労働力を提供し続け、日本の経済を根底から支えている。逃げることの責任を問われるべきは、技能実習生だけなのか。そう

ではないだろう。安価に使い捨てることのできる入れ替え可能な労働力から恩恵を受けている日本の経済部門、移住労働を促すことで利益を得るステークホルターを抱える移住インフラの在り方、そしてこのような状況を生み出す制度を運営する国家こそが、その在り方を問われる必要がある。

註

- (1) Lee, Maggy. 2005. "Human Trade and the Criminalization of Irregular Migration." *International Journal of the Sociology of Law* 33 (1): 1-15.
- (2) Hiemstra, Nancy. 2010. "Immigrant 'Illegality' as Neoliberal Governmentality in Leadville, Colorado." *Antipode* 42 (1): 74-102.
- (3) Migration and Refugee Services/United States Conference of Catholic Bishops Center for Migration Studies. 2015. "Unlocking Human Dignity: A Plan to Transform the US Immigrant Detention System." *Journal on Migration and Human Security* 46.
- (4) Miriam, Peguero Medrano. 2018. "Not Yet Gone, and Not Yet Forgotten: The Reasonableness of Continued Mandatory Detention of Noncitizens Without a Bond Hearing." *Journal of Criminal Law and Criminology* 108 (3): 597.
- (5) 警視庁 2013 「『世界へ安全な日本』創造戦略」を踏まえた取組の推進について (通達) <https://www.npa.go.jp/pdc/notification/kanbou/soumu/soumu20131211.pdf> (二〇一三年三月五日最終閲覧)。
- (6) <https://www.police.pref.kanagawa.jp/ps/91ps/91mes/91mes265.html> (二〇一三年三月五日最終閲覧)。
- (7) 法務省は「不法残留者」について、「外国人の入国記録及び出国記録に加えて、退去強制手続に関する情報などを加味し、電算上のデータの中から

本邦に過法に在留することのできる期間を経過しているものを抽出の上、算出したもの」と説明する。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00077.html (二〇一三年三月五日最終閲覧)。

- (8) 法務省「(第一表) 国籍(出身地)別 性別 不法残留者数の推移」 <http://www.moj.go.jp/content/000077513.pdf> (二〇一三年三月五日最終閲覧)。
- (9) 法務省 2018 「本邦における不法残留者数について (平成三〇年七月一日現在)」 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00077.html (二〇一三年三月五日最終閲覧)。
- (10) ベトナムの社会保険制度の未整備や家族への責任。彼は、技能実習生として来日するための借金、日本での低賃金労働、そして会社から逃げるという困難な経験を持ちながらもなお、日本で働きたいという希望を持ち続けている。
- (11) 外国人研修生問題ネットワーク 2006 「外国人研修生—時給3000円の労働者」、明石書店。
- (12) 外国人研修生権利ネットワーク 2009 「外国人研修生—時給3000円の労働者2」、明石書店。
- (13) 橋本佐一 2008 「トヨタの足元で—ベトナム人研修生 奪われた人権」、風媒社。
- (14) 安田浩一 2007 「外国人研修生殺人事件」、七つ森書館。
- (15) 安田浩一 2010 「ルポ 差別と貧困の外国人労働者」、光文社。
- (16) 厚生労働省 2019 「技能実習制度 移行対象職種・作業一覽 (平成三二年二月八日時点 80職種144作業)」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000477850.pdf> (二〇一三年三月五日最終閲覧)。
- (17) 法務省入国管理局 2018 「平成30年6月末現在における在留外国人数について (速報値)」 <http://www.moj.go.jp/content/001269620.pdf> (二〇一三年三月五日最終閲覧)。

(18) 中野重里 2016 「米越関係—戦後40年の軌跡と新たなパートナーシップの構築 (特集 ベトナム戦争の「現在」)」「立教アメリカン・スタディーズ」No.38、七二—三三頁。

- (19) Anh, Dang Nguyen. 2008. *Labour Migration from Viet Nam: Issues of Policy and Practice*. 994111993402676. International Labour Organization.
- (20) 石塚二葉 2012 「ベトナムにおける国際労働移動: 政策、制度と課題」19. 山田美和編 「東アジアにおける人の移動の法制度」調査研究報告書、アジア経済研究所。
- (21) Ishizuka, Futaba. 2013. "International Labor Migration in Vietnam and the Impact of Receiving Countries' Policies." IDE Discussion Papers No. 414, p. 10, 35.
- (22) CỤC QUẢN LÝ LAO ĐỘNG NGOÀI NƯỚC. 2019. "Cục Quản lý Lao động ngoài nước tổng kết công tác 2018 và triển khai nhiệm vụ năm 2019". <http://www.dolab.gov.vn/New/View2.aspx?Key=4202> (二〇一三年三月一日最終閲覧)。
- (23) ベトナムにおいては、「労働力輸出」という言葉が躊躇なく使われている上、営利目的で労働者の送り出し事業を行う仲介会社が「労働力輸出会社 (Công ty xuất khẩu lao động)」と呼ばれることもある。
- (24) Huy, Phung Quang. 2008. *EXPORTED LABOUR: PRACTICE AND POLICY ISSUES VIETNAMESE CASE*. 15.
- (25) 筆者は二〇一四年九月から二〇一八年八月にかけて、ベトナムの首都ハノイ市と北部ハイソン省、日本の東京、福島、佐賀、神奈川県、愛知、岐阜、台湾の台北、韓国で、海外での移住労働経験を持つベトナム人と、ベトナム労働傷病軍人協会 (MOLISA) 傘下の海外雇用局 (DOLAB)、在ベトナム日本大使館、日本の労働組合、日本語ボランティア教室などの関係機関、組織に聞き取り調査を行った。聞き取りをしたベトナム人は計二二九人で、うち五九人が日本で技能実習生としての就労経験を持つ。ほかに台湾での就

労経験者 (家事労働者五九人、工場労働者二人) 七〇人、韓国での就労経験者三人にも話を聞いた。また日本で留学生として学んだ経験のあるベトナム人七人にも聞き取りをしている。

- (26) Xiang, Biao and Johan Lindquist. 2014. "Migration Infrastructure." *International Migration Review* 48 (s1): S122-48.
- (27) 小ヶ谷千穂 2016 「移動を生きる—アイリピン移住女性と爆数のモビリティ」、有信堂高文社。
- (28) ただし、聞き取りをした人の中には、韓国への移住労働においても仲介者にだまされたり、語学の試験をクリアしないからと、数千米ドルの渡航前費用を支払っていた人もいた。制度的に仲介会社が排除されていたとして、韓国行きを希望する人が高額の渡航前手数料を借金して払うケースが存在する。
- (29) 厚生労働省神奈川労働局 「神奈川県最低賃金金額改正一覽 (賃金室)」 https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa/foudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteichingin_chinginseido/_119684.html (二〇一三年三月四日最終閲覧)。
- (30) 厚生労働省 「平成28年国民生活基礎調査、II各種世帯の所得等の状況」 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf> (二〇一三年三月五日最終閲覧)。
- (31) 磯山友幸 2019 「居酒屋や旅館の接客は今後もずっと外国人 法改正は事実上の「移民解禁」だ」『PRESIDENT Online』 <https://president.jp/articles/-/27760> (二〇一三年三月五日最終閲覧)。
- (32) Scott, James C. 1987. *Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*. Yale University Press.

(すなわち、なおり・ジャーナリスト)